

令和7年2月1日

建設工事における主任技術者の専任に係る取扱いについて

練馬区が発注する工事における、建設業法施行令第27条第2項の適用について、取扱いをお知らせします。

1 実施要件

契約金額が4,500万円（建築一式工事である場合は、9,000万円）以上の工事に配置される専任の主任技術者（以下、「専任技術者」という。）が、他の工事と兼任するためには、次の（１）から（３）の要件を満たしていることが必要となります。

（１）①および②に該当する工事のうち、③または④を除く工事について、適用します。

※対象工事には、国、都、他自治体による公共工事のほか、民間発注者による工事も含まれます。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事であること（別紙参照）。
- ② 工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所であること。

③ 発注する工事が高度な技術を要する工事もしくは施工上相当の困難を伴う工事で、案件公表時にその旨を明示している工事

④ 兼任を認めることで適正な施工が困難になると、発注者が認める工事

（２）同一の専任技術者が兼任することができる工事の件数は、2件までとします。

（３）練馬区および練馬区以外（以下、「他発注機関」という。）が発注する工事との間で、同一の専任技術者に兼任させる場合には、練馬区および他発注機関が相互に認めた場合に限り兼任ができます。

2 主任技術者の兼任に関する手続き

（１）練馬区発注の工事において、専任技術者の兼任を希望する場合の手続きは、次のとおりとなります。

ただし、兼任を希望する案件が公表された時点（希望申請受付期間）において、既に履行中の工事に従事している技術者に限り、申請が可能となりますので、ご注意ください。

- ① 既に履行中の工事・これから入札を行う工事のうち、どちらか一つの工事でも、技術者が専任となる場合には、兼任申請が必要となります。

ただし、どちらか一つの工事において、入札時点で公告書に兼任不可と記載されている場合（※）は、申請できません。

※高度な技術を要する工事もしくは施工上相当の困難を伴う工事と判断されるものについては、公告書に兼任が認められない旨が記載されています。

「この工事は、建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用に係る運用基準第 2 条第 3 項第 1 号に該当しますので、技術者の兼任は認められません。」

- ② 兼任を希望する場合には、電子調達システムによる入札参加の希望申請時に、主任技術者兼任申請書（以下、「申請書」という。）を添付してください（様式 1）。

※申請書（様式 1）は、練馬区ホームページ→「契約・入札情報」→「法律と制度」→「建設工事における主任技術者の専任に係る取扱いについて」からダウンロードしてください。

※この時点では、申請書にある工事主管部署の確認印または署名は得ていなくても構いません。

- ③ これから入札を行う工事については、区から入札参加の資格確認通知を送付する際に、提出先の工事主管部署および連絡先をお知らせします。

速やかに、兼任を希望する二つの工事主管部署から確認を受け、申請書に確認印または署名をもらってください。

【申請書提出に当たっての注意点】

ア 工事主管部署において、兼任が可能かどうかを判断するにあたり、日数を要する場合があります。また、該当工事に関する資料（仕様書・図面、工程表、案内図等）が必要となる場合があります。

イ 工事主管部署への申請書提出にあたっては、電子調達システムで資格確認通知を受け取りましたら、速やかに工事主管部署に連絡し、提出日程や必要な資料等の調整をしてください。

ウ 申請内容の確認には、練馬区では、少なくとも 4・5 日程度必要と想定しています。また、他発注機関への申請書提出にあたっては、直接、他発注機関に確認をしてください。

- ④ 二つの工事主管部署の確認を受けた申請書を、開札日前日の午後 4 時までに、経理用地課まで持参または郵送（提出期限内に必着）により提出してください。提出期限内に提出されなかった場合は、兼任は認めません。

⑤ 工事主管部署から兼任が認められなかった場合にも、経理用地課に必ずご連絡ください。

兼任が認められなかった場合には、新たな技術者の配置が必要となります。これから入札を行う工事について、技術者変更届を経理用地課に必ず提出してください。

落札後に、新たな技術者が配置できない場合には、契約解除・指名停止等の措置を講ずる場合があるので、十分注意してください。

- (2) 練馬区発注工事に配置している主任技術者が、練馬区および他発注機関が発注する他の工事の主任技術者として兼任する場合は、他の工事の入札参加申請前に、現在従事している工事の工事主管部署に、申請書を提出してください。

【参考】

建設業法施行令第27条第2項

密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

(担当)

練馬区総務部経理用地課契約係
電話 03-5984-2832

別紙

- 1 工事の対象となる工作物に一体性および連続性が認められる工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。

例：舗装（仮復旧を除く）、水道施設、下水道施設、コンクリート構造物、土工（切盛土）など

- 2 施工にあたり相互に調整を要する工事とは、

- ①工事用道路（施設の出入口等も含む）を共有しており、工程調整が必要な工事
 - ②現場発生土等を流用し調整が必要な工事
 - ③交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
 - ④同一の河川または同一の敷地施設の工事（公園、住宅、浄水場、水再生センターなど）
 - ⑤資材の調達を一括で行う工事
- などとする。

主任技術者の兼任に関するQ&A

Q 兼任可能な工事かどうかは、どの様に判断したらよいのでしょうか？

A 入札の公表時点から兼任ができない工事については、公告書に記載しています。お知らせ本文「2 主任技術者の兼任に関する手続き（1）」を参照してください。

次に、実施要件が満たされるかどうか、検討をしていただき、兼任を希望する場合には、お知らせ本文「2 主任技術者の兼任に関する手続き」の手順に沿って手続きを取ってください。

※工事主管部署の承認が得られなければ、兼任はできませんので、ご注意ください。

Q 実施要件にある「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事」とは、どのような内容ですか？

A お知らせの別紙にあるようなものが想定されますが、工事主管部署の判断となりますので、案件ごとに相談をしてください。

Q 兼任の承認を得られ、工事を落札しましたが、兼任はしないで、別の技術者を配置したい場合は、どの様にしたら良いのでしょうか？

A 開札日当日の午後5時まで、経理用地課に技術者変更届を提出してください。変更後の技術者については、当然、他工事と兼任していない方を配置する必要があります。